ふるさと納税　　　　　　　　　　船舶割引券の使用期限延長について

割引券の発行日が**平成30年２月１日以降の割引券**についてコロナの影響により当面の間、使用期限が**１年延長**されることになりました。通常有効期限は発行日から２年間ですが、**３年間**に変更となります。

例）

・発行日が平成30年（2018）２月１日の場合、有効期限を１年延長するので、新たな有効期限はその３年後の令和３年（2021）２月１日となります。

ご不明な点がありましたら役場担当までご連絡下さい。

座間味村役場　総務・福祉課　総務班

ふるさと納税担当　宮平　（098-987-2311）